

令和元年12月吉日

日米木材製品商談会（ラスベガス）の参加者募集について

一般社団法人日本木材輸出振興協会

事務局長 井上 幹博

当協会は、日本貿易振興機構（ジェトロ）による「重点分野・テーマ別に集中実施する販売促進の強化等緊急対策事業」の一環として、アメリカ・ラスベガスにて「日米木材製品商談会（ラスベガス）」を開催することとしており、参加される希望者を募集します。

参加を希望される方は、別添の「日米木材製品商談会（ラスベガス）参加者応募実施要領」を熟読のうえ、別紙1の「商談参加申込書」に記載のうえ、実施要領の5に記載した提出期限までにご応募下さい。

別添：日米木材製品商談会（ラスベガス）参加者応募実施要領

[別紙1：商談参加申込書](#) 

日米木材製品商談会（ラスベガス）参加者応募実施要領

一般社団法人日本木材輸出振興協会

1. 実施目的

本事業は、日本貿易振興機構（ジェトロ）による「重点分野・テーマ別に集中実施する販売促進の強化等緊急対策事業」の一環として、輸出に取り組む事業者等による海外向け販売促進、販路開拓の取組を支援し、国産材の輸出拡大を目的として、協会の構成員や木材産地・輸出に取り組む事業者と連携し、アメリカでの「日米木材製品商談会（ラスベガス）」を開催することとしています。

2. 開催の日時と場所

日 時：令和2年1月23日（木） 13:30～17:30

場 所：Las Vegas Convention Center (LVCC)

3150 Paradise Road, Las Vegas, NV 89109

3. 実施方法

以下のとおり。

- ① 当協会は、商談参加企業の概要、商談希望などの情報を総括した「商談情報シート」を作成し、双方の企業に提供します。
- ② 当協会は、商談に参加する双方企業の要望・意見を踏まえ、バイヤー・サプライヤー双方をマッチングする商談組み合わせ表を作成し、商談活動実施行程、商談当日時間割とともに双方の企業に送付します。
- ③ 商談当日、商談会場に設置した商談スペースにおいて、組み合わせ表に従って個別商談を行います。
- ④ 商談効果を高めるため、現地展示会への出展に併せた開催にすること、また、商談アンケート調査を行うことがあります。
- ⑤ 商談後、商談の結果を踏まえ、商談双方の要望に応じた情報の提供や助言を行います。

4. 参加者募集定員数

予算制限等があることから、商談会の参加者募集定員数は4社程度としています。

5. 応募申請

(1) 応募資格

応募者は、以下の応募要件を満たすことが条件となります。

- ① スギ、ヒノキ等国産材を使用した製品を製造あるいは販売等を行っており、かつ輸出意欲のある事業者等であること。
- ② 商談会の該当対象としてふさわしい製品であること。
- ③ 商談活動が実施経費の1/2を国費で補助するという本事業の規定に従い、実施経費の自己負担分の拠出を確約し、拠出期限までに当協会の口座への振込を完了すること。
- ④ 当協会が求める商談活動実施のための書類の提出、商談結果の報告、商談アンケート調査（聞き取り調査を含む）に応じること。

(2) 応募の提出書類

商談参加希望者は、別紙の「商談参加申込書」にご記入のうえ、郵送又は電子メール等により令和元年12月25日(水)17時までに当協会にご提出下さい。

ただし、郵送の場合は、「商談参加申込書」については、郵送と同時に当協会宛てにFax、又は電子メールでご送信下さい。

なお、応募者が募集定員数を大幅に上回る場合は、締切日前でも募集を締め切る場合がありますのでご了承下さい。

6. 実施経費

(1) 商談活動の実施経費のうち、1/2補助のもの

- ・ 商談参加企業1社あたり商談担当者1名の旅費（国際往復航空賃、会社所在地↔空港の内国交通費、現地交通費、滞在費を含む）。（なお、商談担当者以外の同社同行者等の派遣に要する経費（渡航費、宿泊費等）は補助対象外とさせていただきます。）
- ・ 商談活動を運営する当協会の技術者等1-2名の旅費

- ・商談活動を運営する当協会の技術者等の最小限の必要人件費・賃金
- ・賃借料及び使用料（機具使用料込み商談会場借料、現地業務用車賃借料）
- ・委託費（商談会参加バイヤー招集・開催協力委託費）
- ・需用費（商談会等のための通訳翻訳料等）
- ・コピー費等消耗品費
- ・その他費（航空賃送金手数料等）

（2）商談会の開催に要する実施経費の見込額

① 商談会の開催に要する実施経費合計見込額は、200万円としています。当協会は、できる限りコストパフォーマンスの高い商談活動を努めていく所存ですが、商談会の開催後、実績額に基づき1/2補助で精算させていただきます。

7. 商談参加者の選定等

商談参加者の選定は、応募申請の内容を踏まえ、以下の審査事項に基づき公正に審査し、事業の主管機関と協議した上で決定します。決定後には、各応募者に通知します。

（審査事項）

- ① スギ、ヒノキ等国産材の輸出促進に資するか。
- ② 商談成果が見込まれるか。

8. その他

（1）本本要領に定めのない事項等の扱い

本応募要領に記載されていない事項が発生した場合には、協会はその対応を定めることが出来るものとします。

（2）商談会中止の場合

協会は、次の場合、商談会の開催を取りやめ、又は、変更することが出来るものとします。この場合、商談参加者の損害及び不利益等について、協会は一切その責任を負わないものとします。

- ① 戦争、政情不安、天災、伝染病など、不可抗力により、商談会が開催中止等となった場合
- ② その他やむを得ない事由により、協会として商談会の開催が不適当もしくは不可能となった場合

(3) 商談参加の取り消し等

商談参加者の確定後、商談参加者の都合で参加の取り消しがある場合、書面をもって事務局に届出を行い、その承認を得るものとします。ただし、商談参加者の確定後 10 日以内に限ります。

協会は、商談参加者が、本要領に遵守することができない場合には、商談参加の決定を解除することができるものとします。これによって生ずる損害について、協会は賠償請求できるものとします。

9. 応募・照会窓口

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-7-12 林友ビル 4 階

一般社団法人日本木材輸出振興協会

電話番号 (03) 5844-6275 FAX 番号 (03) 3816-5062

担当者： 池田、玉本

担当者 E-mail : usa@j-wood.org